

事 務 連 絡
令和2年11月25日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」及び「厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」の改正について（依頼）

「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成十二年厚生省告示第五十三号）及び「厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成十二年厚生省告示第五十四号）において、過疎地域その他の地域のうち、

- ・ 人口規模が小さいためにサービス利用者が少なく労働力の確保が困難であること、
- ・ 交通が不便なためにサービスの提供が不効率等により、事業者の参入が期待できない地域であること

等の理由により、指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難であると認められる地域を定めています。

今般、令和3年4月に予定している介護報酬改定にあわせて、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とする観点から、これまで同一地域を規定していた両告示について、その対象地域を切り分ける形で改正を行う予定です。（現行の告示に定めのある地域は、引き続き、両告示に反映。）

つきましては、下記をご確認の上、対象地域の加除又は市町村名及び市町村の区域名に変更がある都道府県におかれましては、別紙1・2に記載の上、12月11日（金）までに下記提出先宛てにメールにてご提出いただきますようお願いいたします。（メールの件名は、「厚生労働大臣が定める地域について（都道府県名）」としてください。また、変更等がない場合は、ご回答不要です。）

記

- 1 特例居宅介護サービス費関係（「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成十二年厚生省告示第五十三号））

対象地域の加除又は市町村名及び市町村の区域名に変更がある都道府県におかれましては、別紙に記載の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

- 2 特別地域加算関係（「厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成十二年厚生省告示第五十四号））

対象地域の加除又は市町村名及び市町村の区域名に変更がある都道府県におかれましては、別紙に記載の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、新たに追加する必要が生じた地域については、人口や人口密度等を勘案し、各都道府県を通じて追加の要否を個別に調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

（提出先及び照会先）

厚生労働省老健局老人保健課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線 3989、3961）

FAX：03-3595-4010

E-mail：roukenkahourei@mhlw.go.jp